

入湯税課税対象外の宿泊施設数に関する調査結果について

箱根温泉旅館ホテル協同組合との意見交換において、入湯税課税対象外の宿泊施設数に関する質問があったため、調査したものを。

1 調査概要

入湯税課税対象外の宿泊施設を把握するため、「旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく宿泊施設一覧（県保有データ）」と「入湯税の課税対象施設一覧（町保有データ）」をもとに、対象施設を調査したものを。

2 使用データ

- (1) 旅館業法許可施設一覧（令和6年6月30日現在）
 - (2) 住宅宿泊事業施設一覧（令和6年6月30日現在）
 - (3) 入湯税納税義務者一覧（令和6年3月31日現在）
- } 宿泊施設（A）
→ 入湯税課税対象施設（B）

3 調査方法

「宿泊施設（A）」と「入湯税課税対象施設（B）」について、『施設名及び所在地』により突合し、その後、はこねの手引きや各施設のホームページ等により営業状況等を確認し、次の4つに分類したものを。

区 分	分類の考え方	備考
①宿泊施設 〔入湯税課税対象〕	宿泊施設一覧及び入湯税対象施設一覧の両方にあるもの	入湯税特別徴収義務者1者で本館別館など複数施設の納税をしている場合あり
②宿泊施設 〔入湯税課税対象外〕	宿泊施設一覧にあるが、入湯税対象施設一覧にはないもの	
③宿泊施設ではないが 入湯税課税対象のもの	宿泊施設一覧にないが、入湯税対象施設一覧にあるもの	日帰り入浴施設や一部の研修所・寮・保養所等
④対象外	上記①～③に該当しないもの	休業・廃業やその他確認が不能な施設

4 調査結果

【宿泊施設の分類結果（令和5年度末時点）】

区 分	宿泊施設 ※1		入湯税 対象施設	備 考
①宿泊施設 〔入湯税課税対象〕	410 (59.6%)	28	348 (80.2%)	差62(410-348)は、入湯税特別徴収義務者1 者で本館別館など複数施設の納税をしてい るため
②宿泊施設 〔入湯税課税対象外〕	241 (35.0%)	39	—	・旅館ホテル営業 36施設 ・簡易宿所営業 166施設 ・民泊 39施設
③宿泊施設ではないが 入湯税課税対象のもの	—	—	49 (11.3%)	・日帰り温泉 14施設 ・研修所、寮、保養所等 35施設
④対象外 ※2	37 (5.4%)	0	37 (8.5%)	・休業・廃業 宿泊:30施設 入湯:31施設 ・その他※3 宿泊:7施設 入湯:6施設
計	688 (100%)	67	434 (100%)	

※1…「宿泊施設」は、旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法（民泊）の届出施設。

※2…休業・廃業の10施設、その他の7施設は重複（宿泊施設と入湯税課税対象施設の両方に該当）

※3…「その他」は、はこねの手引き、各施設HP、予約サイト等により施設の営業状況が確認できないもの等

（参考）令和2年度末時点との比較

区 分	令和5年度末（A）			令和2年度末（B）			差（A-B）		
	宿泊施設 うち民泊	入湯税 対象施設		宿泊施設 うち民泊	入湯税 対象施設		宿泊施設 うち民泊	入湯税 対象施設	
①宿泊施設 〔入湯税課税対象〕	410 (59.6%)	28	348 (80.2%)	388 (66.1%)	4	360 (82.6%)	22	24	-12
②宿泊施設 〔入湯税課税対象外〕	241 (35.0%)	39	—	146 (24.9%)	27	—	95	12	—
③宿泊施設ではないが 入湯税課税対象のもの	—	—	49 (11.3%)	—	—	51 (11.7%)	—	—	-2
④対象外	37 (5.4%)	0	37 (8.5%)	53 (9.0%)	0	25 (5.7%)	-16	0	12
計	688 (100%)	67	434 (100%)	587 (100%)	31	436 (101%)	101	36	-2

(ポイント)

- ・令和5年度末の宿泊施設数 688 施設のうち、「①宿泊施設〔入湯税課税対象〕」は 410 施設（約 60%）に対して、「②宿泊施設〔入湯税課税対象外〕」は 241 施設（約 35%）であり、全体の約 1/3 となった。
- ・「②宿泊施設〔入湯税課税対象外〕」の特徴としては、241 施設のうち、比較的低料金で宿泊を提供する簡易宿所と民泊が 205 施設（約 85%）を占めていることが挙げられる。
- ・令和2年度との比較では、宿泊施設の増加数 101 施設のうち、「②宿泊施設〔入湯税課税対象外〕」が 95 施設増（うち簡易宿所営業は 75 施設増）と、増加が顕著であり、旅行目的や宿泊形態の多様化が進んでいることが伺える。